

## 高知市指定障害福祉サービス事業者等指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第10条第1項の規定による自立支援給付対象サービス等（補装具の販売及び修理を除く。以下同じ。）を行う者若しくはこれらを使用する者又はこれらのものであった者（以下「自立支援給付対象サービス等実施者等」という。）に対して行う自立支援給付に関する文書の提出等について、基本的事項を定めることにより、自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図ることを目的とする。

### (指導方針)

第2条 指導は、自立支援給付対象サービス等実施者等、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）、指定障害者支援施設等の設置者若しくは当該指定に係る施設等の従業者であった者（以下「指定障害者支援施設等設置者等」という。）、指定一般相談支援事業者若しくは当該指定に係る相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定一般相談支援事業者等」という。）、指定特定相談支援事業者若しくは当該指定に係る相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）又は指定自立支援医療機関若しくは指定自立支援医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（以下「指定自立支援医療機関開設者等」という。）（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対し、高知市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第13号）、高知市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第14号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）（以下「指定基準」という。）、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第65号）、指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第66号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）等に定める自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

### (指導の形態及び頻度)

第3条 指導の形態は、次のとおりとする。

#### (1) 集団指導

集団指導は、原則として一定の場所に集めて講習等の方法により行うものとするが、閲覧状況等の確認が可能な媒体によるオンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等をいう。以下同じ。）の活用による動画の配信及び資料等の送付による実施も可能とする。

#### (2) 運営指導

運営指導は、指導の対象となる障害福祉サービス事業者等に対して、障害福祉サービス事業者等の事業所において、原則として実地に行うものとする。

2 運営指導は、指導の対象となる障害福祉サービス事業者等に対して、おおむね3年に1回実施するものとする。

### (指導対象の選定)

第4条 指導は、全ての障害福祉サービス事業者等を対象とする。ただし、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、一定の方針に基づいて対象の選定を行い、指導を実施するものとする。

(集団指導の対象の選定基準及び実施方法)

第5条 集団指導の対象の選定は、自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて行うものとする。

2 市長は、集団指導の対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ当該障害福祉サービス事業者等に対し、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

- (1) 集団指導の日時及び場所
- (2) 出席者
- (3) 指導内容等

3 集団指導は、自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求の内容、制度改正の内容及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行うものとし、当該集団指導に欠席した障害福祉サービス事業者等に対しては、当日使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供するとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴及び資料の閲覧状況について確認するものとする。

(運営指導の対象の選定基準及び実施方法)

第6条 運営指導の対象の選定は、運営指導が必要と認める障害福祉サービス事業者等を対象に行うものとする。

2 市長は、運営指導の対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、次に掲げる事項を文書によりあらかじめ通知するものとする。ただし、指導の対象となる事業所において障害者虐待が疑われる等の理由により、あらかじめ通知したならば当該事業所の日常におけるサービスの提供状況等を確認することができないと認められるときは、指導開始時に通知するものとする。

- (1) 運営指導の根拠規定及び目的
- (2) 運営指導の日時及び場所
- (3) 指導担当者
- (4) 出席者
- (5) 準備すべき書類等

3 運営指導は、指定障害福祉サービス事業者等指導指針(平成26年1月23日障発第0123第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)別紙主眼事項及び着眼点等(以下「別紙主眼事項及び着眼点等」という。)に基づき行うものとする。この場合において、別紙主眼事項及び着眼点等中の非常災害対策に係る非常災害には、火災だけでなく水害、土砂災害等の自然災害を含むものとする。

4 運営指導は、運営指導の対象となる障害福祉サービス事業者等又はこれに代わる者の出席を求めるものとし、必要に応じて自立支援給付対象サービス等の担当者、自立支援給付に係る費用の請求の担当者又は関係者の出席を求め、関係書類等に基づき面談方式で行うものとする。なお、施設・設備及び利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができるものとし、活用にあたっては、障害福祉サービス事業者等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

5 市長は、運営指導の結果を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知するとともに、改善が必要と認める事項があるときは、当該事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

(監査への変更)

第7条 市長は、運営指導の実施中に次に掲げる場合に該当するときは、当該運営指導を中止し、直ちに高知市指定障害福祉サービス事業者等監査要綱(平成24年4月1日制定)に定めるところにより監査を行うことができる。

(1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがある  
と判断した場合

(2) 自立支援給付に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合  
(指導拒否への措置)

第8条 市長は、運営指導の対象となる障害福祉サービス事業者等が正当な理由なく当該指導を拒否したときは、  
監査を実施するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、障害福祉サービス事業者等に対して行う指導に関し必要な事項は、市長  
が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月16日から施行する。